

青葉区地域運営補助金交付要綱

制 定 平成23年6月20日 青地振第338号（区長決裁）
最近改正 平成25年3月28日 青地振第1620号（区長決裁）
最近改正 平成27年4月1日 青政第4号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市が行う元気な地域づくり推進事業の一環として、青葉区内の一定の区域における、自治会町内会を中心とした様々な主体が連携・協働した、主体的・継続的な地域課題解決の取組を支援する青葉区地域運営補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

（補助事業者等の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者等は、次の要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 身近な一定のまとまりのある区域の課題を解決しようとする意思のある、自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること
- (2) 民主的な意思決定の場があること
- (3) 年度を超えて継続的な取組を行っている、または行おうとしていること

（補助対象事業）

第4条 補助金を交付する対象事業は、地域の課題解決に向けた事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業

3 この補助金は、次の各号に掲げる団体は、給付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）法第2条第6号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、地域の課題解決の取組に必要となる運営・活動に要する経費とする。ただし、親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付など、直接組織の運営・活動にかかる経費でないものは対象外とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の10分の9を限度に、1団体35万円を上限として青葉区長（以下「区長」という。）が決定する。

(交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定による補助金交付申請書の提出日は、区長が別に定める。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が区長に提出する書類は青葉区地域運営補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を用いなければならない。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体概要書（第3-2号様式）、規約・会則等

4 団体の代表者は補助金の交付を求めようとするときは、前項に定める書類のほか、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 役員等氏名一覧表
- (2) その他区長が必要と認める書類

5 補助金規則第5条第3項の規定により補助金交付申請書への記載を省略させることができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(交付の決定)

第8条 補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を青葉区連合自治会長会がその補助事業等の目的及び内容を審査し、区長は同会の意見を参考に決定する。

2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に修正を加えて補助金等の交付を決定することが出来る。

(交付決定通知)

第9条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は青葉区地域運営補助金交付決定通知書（第4号様式）（以下「決定通知書」という。）により行うものとする。

2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、青葉区地

域運営補助金不交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（県警本部への照会）

第10条 区長は、必要に応じ申請者又は第9条の交付の決定を受けた者が、第4条第3項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警本部長に対して確認を行なうことができる。

（事業計画の変更）

第11条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者等は、交付決定通知を受けた後に、事業計画の申請事項を変更しようとする場合は、速やかに、青葉区地域運営補助金事業計画変更申請書（第6号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

（申請の取下げの期日）

第12条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日から起算して10日目の日とする。

（実績報告）

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が区長への報告に用いる書類は、青葉区地域運営補助金実績報告書（第7号様式）を用いなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し（1件の金額が10万円未満のものを除く。）

3 第1項に定める実績報告書は、当該年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

4 補助金規則第14条第4項の規定により実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同規則第14条第1項第3号及び同条第3項第3号の書類とする。

（補助金額の確定通知）

第14条 補助金規則第15条の規定による補助金の確定通知は、青葉区地域運営補助金確定通知書（第10号様式）により行うものとする。

（補助金交付の時期の例外）

第15条 補助金は、区長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業等の完了前に補助金を交付する場合は前払いとする。

3 補助事業者等は、前払いにより補助金の交付を受け、事業完了後残金が生じたとき

には、速やかに清算残額を返還しなければならない。

(補助金の請求)

第16条 補助金の交付請求は、青葉区地域運営補助金交付請求書（第11号様式）により行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助金規則第25条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める減価償却資産の耐用年数の期間とする。ただし、補助金額が少額なため、第18条の関係書類の保存期間の年数とする。

(関係書類の保存期間)

第18条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は5年とする。ただし、減価償却資産の耐用年数が5年を超える場合には5年とする。

(書類の閲覧)

第19条 補助事業者等及び区長は、第1号様式及びその添付書類、第4号様式、第5号様式、第7号様式、第8号様式並びに第9号様式を、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

2 第1項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	補助事業者等	区長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所、その他補助事業者が指定する場所	青葉区役所区政推進課
閲覧時間	補助事業者が指定する時間	青葉区役所の事務取扱時間
閲覧期間	補助金の交付を受けた日から2年間とする。ただし、第7号様式、第8号様式及び第9号様式については、当該書類を提出した日から2年間とする。	

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月20日から施行する。
- 2 平成23年度の補助金交付額は補助対象経費と認められる額の10/10を上限とし1団体35万円を区長が決定する。
- 3 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

- 4 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。